憲法共同センター　宣伝スポット　　　　　　2016年12月

みなさん、こんにちは。こちらは「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター」です。労働組合、女性、中小業者、農業者、青年、弁護士、医療・介護団体などが力をあわせ、憲法を守り、いかす政治を実現しようと取り組んでいます。いま、私たちのなかまがチラシをお配りし、署名を行っています。ぜひご協力をお願いします。

昨年９月１９日に安保法制（戦争法）が強行採決・成立させられてから１年あまりが経ちました。戦争法にもとづく初めての任務として、１１月２０日から南スーダンでのＰＫＯ（平和維持活動）に派遣されている自衛隊に新任務「駆けつけ警護」がくわえられました。これまでとは違い、警護の名のもとに、自衛隊が武器を使用でき、人を殺すこともできるという、憲法違反の任務です。

南スーダンでは、政府軍と反政府派の武力衝突が繰り返しおこっています。今年７月には、数百人が死亡する大きな戦闘も発生しました。政府軍が国連関係者の宿泊するホテルを攻撃したり、特定の部族が民間人であってもねらわれ、殺されたりする事態が起きています。

こんなところに日本の自衛隊を派遣したらどうなるでしょうか。自衛隊が戦闘にまきこまれ、自衛隊員が命を落とす。あるいは現地の方を殺すという危険が高まっています。警護どころか、自衛隊が戦争の主体者そのものになってしまう危険すらあります。

ＰＫＯ５原則は、活動条件の１番目に「紛争当事者の間で停戦合意が成立していること」と明記されています。ところが現地では、激しい武力衝突がくりかえし起きています。停戦合意など存在していません。こんなところに自衛隊を派遣するのは、ＰＫＯ５原則にも反しています。

安倍政権は、南スーダンについて「永田町とくらべれば危険」とか「戦闘行為ではない、衝突だ」とごまかしていますが、現地が危険な戦闘状態にあるという事実は動かしようがありません。

いま日本がやるべきことは、自衛隊を南スーダンから撤退させることです。非軍事の人道支援、平和外交での積極的な貢献をおこなうべきです。南スーダンには、隣国から武器が流入していると言われています。たとえばこの武器の流れをとめるために、平和憲法を持つ日本が国際協力を呼びかける。積極的に外交を展開する。これが本来、日本のはたすべき役割ではないでしょうか。

私たち憲法共同センターは、南スーダンへ派遣されている自衛隊を即時に撤退させること、戦争法を廃止することなどを求める署名へのご協力をお願いしています。「戦争させない」「憲法守れ」の声を一筆に託してください。

さらに沖縄では、東村高江の集落を囲む形でヘリパット建設を強行し、抗議する県民に機動隊を動員して弾圧しています。国が沖縄県との話し合いを拒否し、一方的に裁判に訴えて、辺野古新基地建設をすすめようともしています。このような、基地押しつけを許さないための署名もおこなっています。ご協力をお願いします。

以　上